平成２２年（フ）第８０号
北海道夕張郡由仁町川端671番地
債務者　石川　暢一
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第８４号
北海道岩見沢市ふじ町１条５丁目２番11号
債務者　佐々木芳樹
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第９０号
北海道三笠市清住町244番地13
債務者　小玉久美子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第３４１号
神奈川県伊勢原市東成瀬18番地の20　東成瀬ハイツ203号
債務者　横山　　茂
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３６９号
神奈川県厚木市下川入91番地34
債務者　原嶋きみゑ
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４０１号
神奈川県厚木市妻田北１丁目14番14―1443号
債務者　野村真樹子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４１１号
神奈川県愛甲郡愛川町中津2023番地の６
債務者　篠　ふみえ
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４２４号
神奈川県厚木市妻田東１丁目24番３―301号
債務者　栗原　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１３３３号
名古屋市北区楠味鋺５丁目802番地
債務者　矢野　輝也
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８号
兵庫県小野市王子町833番地の７
債務者　飯塚　充子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第２１８号
香川県高松市多賀町２丁目19番17号
債務者　濱田　吉勝
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前11時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２２７号
香川県高松市福岡町４丁目23番16号
債務者　中西千恵美（旧姓濵上）
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第６０８号
宮城県黒川郡富谷町鷹乃杜４丁目18番23号
債務者　金子　由佳
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６２４号
宮城県塩竈市清水沢１丁目31番５―504号
県営清水沢住宅５号
債務者　黒澤　道昭
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６２５号
宮城県塩竈市清水沢１丁目31番５―504号
県営清水沢住宅５号
債務者　黒澤由香利
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６３７号
仙台市宮城野区原町３丁目８番13号　伊藤アパート５
債務者　矢口　秀人
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６４９号
仙台市青葉区台原５丁目11番13号　阿部アパート102
債務者　岡崎　光春
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６５２号
仙台市宮城野区栄３丁目６番６号　ロフティー栄107
債務者　菅原　一徳
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係